

## 小規模な共聴施設による有線一般放送の業務に関する事務・権限が、総務大臣から都道府県知事に移譲されます

— 平成28年4月1日より届出方法が変わります —

平成26年5月28日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)が成立しました。

同法において放送法の一部が改正され、辺地共聴施設等の小規模な共聴施設により行われている地上テレビジョン放送等の再放送を「**小規模施設特定有線一般放送**」と定義し、その業務に関する事務・権限について、総務大臣から都道府県知事に移譲されることになりました。このことから、当該放送の業務開始届出等の提出先は総務大臣ではなく都道府県知事となります。施行日は平成28年4月1日です。以下、その概要を紹介いたします。

### 1 小規模施設特定有線一般放送について

#### 《小規模施設特定有線一般放送の要件》

以下、1～4の要件を充たすものに限られます。

これらの要件の一つでも該当しない場合(あるいは変更等により、一つでも該当しなくなった場合)については、総務大臣への届出となります。

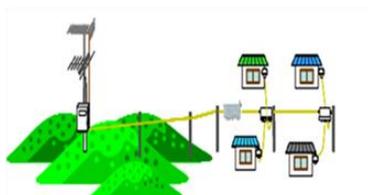
- 1 51端子以上500端子以下の有線放送施設を用いて行われるもの
- 2 基幹放送(地上テレビジョン放送、BS、東経110度CS放送、AM、FM等の放送)の同時再放送のみを行うもの
- 3 有料放送及び区域外再放送を行わないもの
- 4 施設の設置場所及び業務区域が一の都道府県内に限られるもの

#### 《主な注意点》

- ① テレビジョンの同時再放送だけではなく、ラジオの同時再放送を行う施設も該当します。(テレビジョンの同時再放送と併せて行うもののほか、ラジオの同時再放送のみ行うものも含まれます。)
- ② 以下の業務を行う施設は「小規模施設特定有線一般放送」には該当しません。
  - ・ 基幹放送以外の放送である「一般放送」(例:東経124度/128度CS放送)の同時再放送
  - ・ 区域外再放送(例:東京都内の共聴施設が行うテレビ埼玉の同時再放送等)
  - ・ 自主放送

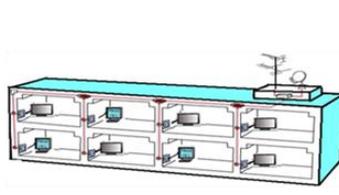
### ◆主な共聴施設の例

(1) 辺地共聴施設



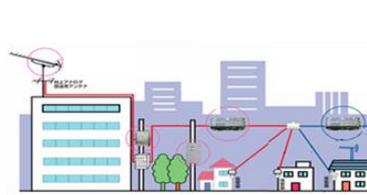
放送電波が山や丘陵によって遮られる地域に対し、難視聴解消対策として設置された施設

(2) 集合住宅共聴



集合住宅で、放送電波を受信する共同アンテナを屋上に建て、各戸に放送電波を分配するために設置された施設

(3) 受信障害対策共聴施設(ビル陰等)



ビル等の建築物に放送電波が遮られて受信障害が発生している地域において、当該建築物の所有者等により障害対策として設置された施設

## 2 都道府県に移譲される事務・権限について

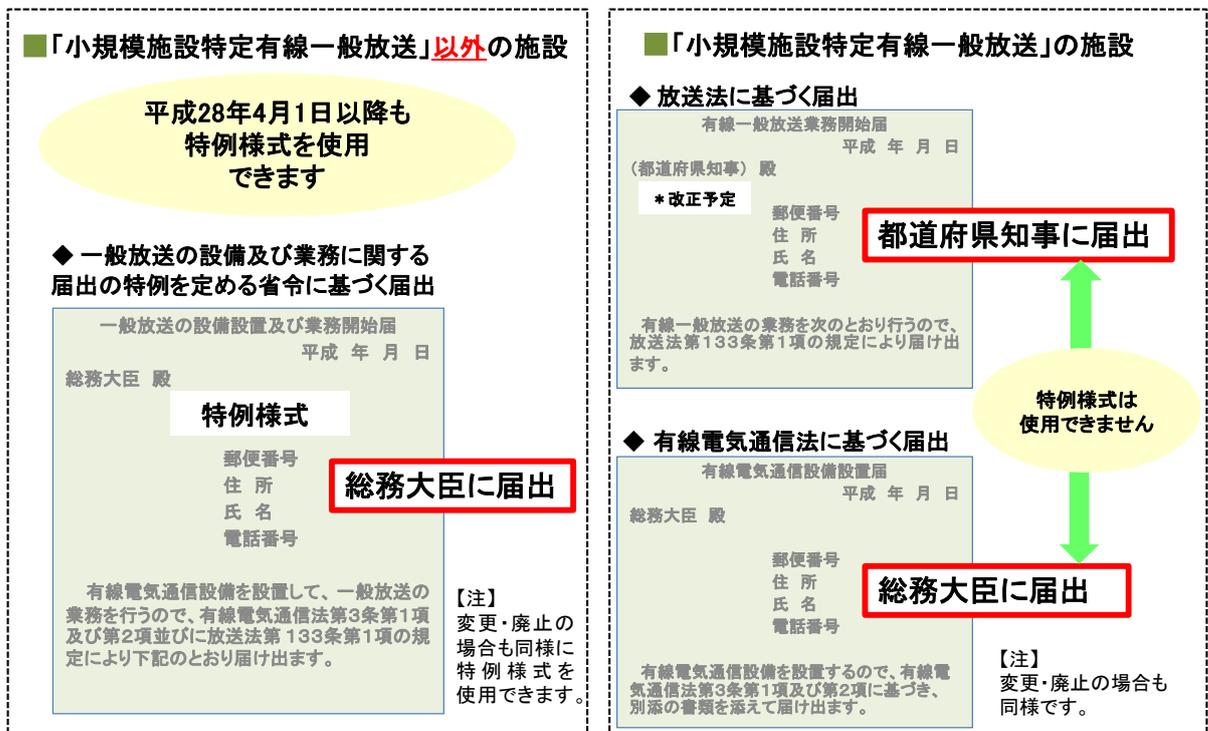
小規模施設特定有線一般放送について、移譲される放送法の事務・権限は以下のとおりです。

- 業務開始の届出（第133条第1項）、業務の変更の届出（第133条第2項）、事業の承継の届出（第134条第2項）、業務の廃止等の届出（第135条第1項及び第2項）
- 有線電気通信設備の設置状況等についての関係者からの資料提供等に係る要求（第145条第2項）、道路法違反に係る第174条に基づく処分についての国土交通大臣への事前通知（第145条第3項）、業務の状況に関する報告徴収及び立入検査等（第145条第4項）
- 業務の停止命令（第174条）
- 業務に関する資料の提出要求（第175条）

## 3 平成28年4月1日以降の届出方法

51端子以上500端子以下の施設により行う有線一般放送については、放送法に基づく業務開始届等のほか、有線電気通信法に基づく設置届が必要となっています。これについては届出者の便宜を図るために、一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令に基づき、特例様式である「一般放送の設備設置及び業務開始届」を使用して総務大臣に一括して届出ができるようになっていますが、小規模施設特定有線一般放送の業務に関する事務・権限の移譲後の取扱いは以下のとおりとなります。

- 小規模施設特定有線一般放送以外の施設により行う有線一般放送については、引続き特例様式を使用して総務大臣に一括して届出ができます。
- 小規模施設特定有線一般放送の施設により行う有線一般放送については、特例様式を使用することはできません。放送法に基づく届出は都道府県知事、有線電気通信法に基づく届出は総務大臣にそれぞれ提出することになります。



#### 4 今後の予定

総務省においては、改正放送法の周知や届出様式の改正作業等、平成28年4月1日の都道府県への事務・権限の移譲に向けて準備を進めております。今後は、協会会員の方々を対象に届出書の作成方法等について説明会を行う予定です。詳細が決まりましたら、別途各地方総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む）又は（一社）日本CATV技術協会様の各支部よりお知らせします。その他、お問い合わせ等ありましたら各地方総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む）あてお願いいたします。